

令和4年8月19日

堺市

堺消防署庁舎改修ほか工事の設計図書の訂正について（通知）

堺消防署庁舎改修ほか工事の設計図書等（図面及び参考内訳明細書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 図面の訂正

・訂正箇所

図面 A/01、A/05、A/06、A/07、A/16、A/164、A/166

2. 参考内訳明細書の訂正

・訂正箇所

参考内訳明細書 P12、P77、P121、P153、P2

3. 図面の訂正および補足説明について

図面の訂正後抜粋資料において、項目の訂正および補足説明を行っている部分について、雲マークで表現していますので、訂正前訂正後の図面を比較し、ご確認ください。

4. 参考内訳明細書の訂正について

参考内訳明細書の、訂正抜粋資料において、項目の訂正を行っている部分について、網掛けで表現していますので、訂正前訂正後の参考内訳明細書を比較し、ご確認ください。

図面正誤表

工事名称：堺消防署庁舎改修ほか工事

図面No.	図面名称	訂正箇所	誤	正	備考
A/01	特記仕様書 (No. 1)	図面内 表記内容		ガードフェンス	追記
A/05	特記仕様書 (No. 5)	図面内 表記内容	10ヶ所	14ヶ所	訂正
A/06	特記仕様書 (No. 6)	図面内 表記内容	①施工数量調査、②躯体状況調査、④モルタル塗り仕上げ外壁		削除
A/07	特記仕様書 (No. 7)	図面内 表記内容	②アスベスト粉じん濃度測定		削除
A/16	仮設計画図 (2) (参考図)	図面内 表記内容	62.7m、33.6m	山留図の修正、追記 54.2m、28.52m、狭小部対応型5.08m	訂正
A/164	消防訓練器具詳細図 (1)	図面内 表記内容		運用荷重、構造計算の追記	追記
A/166	消防訓練器具詳細図 (3)	図面内 表記内容	SUS304 Φ19ピーリング	Φ22 電気亜鉛メッキ仕上	訂正
A/166	消防訓練器具詳細図 (3)	図面内 表記内容	アンカーボルト 4-M16 SUS304	アンカーボルト 4-M16 溶融亜鉛メッキ仕上	訂正
A/166	消防訓練器具詳細図 (3)	図面内 表記内容	通り芯⑤		削除

参考明細書正誤表

工事名称：堺消防署庁舎改修ほか工事

誤					正					備考
明細書No.	名称	摘要	数量	単位	明細書No.	名称	摘要	数量	単位	
P12	点検歩廊	ST H=1100 溶融亜鉛メッキ	34.6	m	P12	点検歩廊	ST H=1100 溶融亜鉛メッキ	34.6	m	訂正
7行目	ｽﾀｰﾙ手摺	手摺:□-50×20×2.3			7行目	ｽﾀｰﾙ手摺	手摺:□-50×20×2.3			
直接工事費		手摺子:□-40×40×2.3 @600			直接工事費		手摺子:□-40×40×2.3 @300			
P77	山留め	鋼矢板工法(自立山留め)	1	式	P77	山留め	鋼矢板工法(自立山留め)	1	式	訂正
6行目		Ⅲ型 圧入工法			6行目		Ⅲ型 圧入工法			
直接工事費		根入れ:4.19 全長:7.0(頭出0.5)			直接工事費		根入れ:4.19 全長:7.0(頭出0.5)			
		延L=62.7m					延L=54.2m			
		引き抜き・運搬共					引き抜き・運搬共			
		設置期間:90日程度					設置期間:90日程度			
P121	土留め	鋼矢板工法(自立山留め)	1	式	P121	土留め	鋼矢板工法(自立山留め)	1	式	訂正
6行目		Ⅲ型 圧入工法			6行目		Ⅲ型 圧入工法			
直接工事費		根入れ:4.08 全長:7.0(頭出0.5)			直接工事費		根入れ:4.08 全長:7.0(頭出0.5)			
		延L=33.6m					延L=28.52m			
		引き抜き・運搬共					引き抜き・運搬共			
		設置期間:90日程度					設置期間:90日程度			
					P121	土留め	鋼矢板工法(自立山留め)	1	式	追記
					7行目		狭小部対応型 圧入工法			
					直接工事費		根入れ:4.08 全長:7.0(頭出0.5)			
							延L=5.08m			
							引き抜き・運搬共			
							設置期間:90日程度			
P153	訓練8	STPG80A L2000	2	か所	P153	訓練8	STPG80A L2000	2	か所	訂正
13行目	管状支点(3階)	支点:SUS19φ 100φ			13行目	管状支点(3階)	支点:亜鉛めっき22φ 100φ			
直接工事費					直接工事費					
P153	訓練9	STPG80A L2000	2	か所	P153	訓練9	STPG80A L2000	2	か所	訂正
14行目	管状支点(2階)	支点:SUS19φ 100φ			14行目	管状支点(2階)	支点:亜鉛めっき22φ 100φ			
直接工事費					直接工事費					
P2	室内空気質測定	ホルムアルデヒド他4物質 第三者機関	1	式	P2	室内空気質測定	ホルムアルデヒド他4物質 第三者機関	1	式	訂正
11行目		測定数10ヶ所			11行目		測定数14ヶ所			
共通仮設費					共通仮設費					

I. 工事概要
1 工事名称: 堺消防庁庁舎改修ほか工事
2 工事場所: 堺市堺区出島浜通1番地内
3 敷地に関する事項
4 工事建物概要
5 工事範囲
6 別途工事

II. 工事仕様
1 共通仕様
2 適用
3 設計図書

章 項目 特記事項
1 品質計画
2 建築材料
3 特別な材料の工法
4 技能士
5 材料及び施工の検査に伴う試験
6 騒音、振動の防止
7 記録及び工事写真

章 項目 特記事項
8 設備工事との取り合い
9 設計基準値
10 施工図等の取扱い
11 完成写真
12 デジタル工事写真の小黒板情報電子化
13 支給物品
14 保証
15 建築工事の適性な施工の確保について
16 シンナー等の保管について
17 シック・ハウス症候群対策について
18 発生材の処理
19 工事実績データの作成・登録について
20 施工体制台帳施工体系図

章 項目 特記事項
21 火災保険について
22 その他の保険について
23 公共事業労務費調査
24 共通費実態調査
25 建通共について
26 工事の下請け及び原材料の購入について
27 公共工事特定調達品目の採用について
28 中間技術検査
29 アスベストに関する調査・報告・指示
30 アスベスト含有建築性上塗材の除去について
31 現場代理人及び技術者の専任の期間について
32 施工条件その他
33 法定福利費について
34 危険による危険の防止
35 施工中の安全確保について
36 概成工期について
37 仮設計画
38 仮設物の設置場所
39 監督員事務所
40 仮設工事
41 工所用電力水道引込

章 項目 特記事項
5 仮囲い
6 安全対策
7 工事用表示板
8 足場その他
9 既存部分の養生
10 仮間仕切り
11 仮囲い切取り
12 仮間仕切り
13 仮設扉
14 仮設扉
15 仮設扉
16 仮設扉
17 仮設扉
18 仮設扉
19 仮設扉
20 仮設扉
21 仮設扉
22 仮設扉
23 仮設扉
24 仮設扉
25 仮設扉
26 仮設扉
27 仮設扉
28 仮設扉
29 仮設扉
30 仮設扉
31 仮設扉
32 仮設扉
33 仮設扉
34 仮設扉
35 仮設扉
36 仮設扉
37 仮設扉
38 仮設扉
39 仮設扉
40 仮設扉
41 仮設扉
42 仮設扉
43 仮設扉
44 仮設扉
45 仮設扉
46 仮設扉
47 仮設扉
48 仮設扉
49 仮設扉
50 仮設扉

訂正前

1998. 5. 作成 2017. 2. 改訂
2011. 2. 改訂 2018. 4. 改訂
2012. 8. 改訂 2020. 4. 改訂
2014. 1. 改訂 2021. 4. 改訂
2014. 4. 改訂 2021. 5. 改訂
2014. 12. 改訂 2022. 4. 改訂
2015. 4. 改訂
2016. 4. 改訂
2016. 7. 改訂

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 15, 16, 17) and Item Description (e.g., プラインドボックス及びカーテンボックス, 耐震スリット, 止水板).

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 19, 20, 21) and Item Description (e.g., 揮発性有機化合物の室内濃度の測定, トイレシロ, コーナーガード).

Table with 2 columns: Item No. (e.g., 22, 23, 24) and Item Description (e.g., 舗装, アスファルト舗装, カラー舗装, 透水性舗装).

Includes '訂正前' (Before Correction) stamp, '書類保管箱' (Document Storage Box) details, '完成図作成要領' (Completion Drawing Guidelines), and '工事現場用表示板' (Construction Site Signage Board) with a diagram and notes.

訂正前

Table with 4 columns: Year (e.g., 1998, 2000, 2002), Action (e.g., 作成, 改訂), Name (e.g., 工事名称, 図面名称), and Details (e.g., 堺消防庁倉改修ほか工事, 特記仕様書 (No.5)).

[外壁改修]

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
①	③ 技能資格者	外壁改修講習会(財団法人 建築保全センター)修了者、又は外壁改修に係るその他の講習受講者等で下記の仕様書等の内、該当する部分の内容を熟知していると市が認めた者による専任技術者を配置すること。 1) 建築改修設計基準及び同解説 2) 公共建築改修工事標準仕様書 3) 建築改修工事監理指針	②	① 施工数量調査	※ 要 ・ 不要(設計数量の通り。) ・ 不要(別途調査、但し、調査は本工事の足場を利用する。) ・ 調査計画及び数量表作成(調査数量に基づいて設計変更を行う。)	⑤	① 旧塗膜の除去	※外壁改修施工標準図 1、1. 外壁の処理による。 除去・下地処理工法	⑨	9 タイル張り仕上げ外壁	・ ひび割れ部改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ タイル張替え工法 ・ 欠損部改修工事 ・ タイル張替え工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ 浮き部改修工法 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ タイル張替え工法 ・ タイル部分張替え工法 ※エポキシ樹脂 JIS A 6024 ※アンカーピン ステンレス SUS304 丸棒全ねじ切り加工 呼び径3mm、長さ60mm以上かつ 構造体コンクリートに30mm程度入れる ・ タイル貼り目地改修工法 ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法 ・ ひび割れ部の注入検査 ・ 有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・ 無 ・ 浮き部注入部の検査 ・ 有 ※打診検査 ・ 引張試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上とする。) ・ 無 ※ 特殊シラン系浸透性吸水防止剤 シランコートL(菊水化学工業株式会社) 同等以上 ・ 有 ・ 超高压水洗機工法 ・ 水洗い工法 ・ 薬剤による洗い ・ 無
②	④ シーリング	・ SR-1 HM シリコンシーリング材(1成分形)高モジュラス形 ・ SR-1 LM シリコンシーリング材(1成分形)低モジュラス形 ・ SR-2 シリコンシーリング材(2成分形) ・ PS-2 ポリサルファイドシーリング材(2成分形) ・ MS-1 変成シリコンシーリング材(1成分形) ・ MS-2 変成シリコンシーリング材(2成分形) ・ PU-2 ポリウレタンシーリング材(2成分形) ・ AC-1 アクリルシール材 ・ 接着試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験	③	② 躯体状況調査	※ 要 各棟毎に壁面、パラペット立上り面各1ヶ所 計2ヶ所 φ100コア抜き調査仕様は外壁改修施工標準図1による。 ・ 不要	⑥	② 水洗い、清掃	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理 1 旧塗膜の除去 脆弱化した塗膜の表面及び膨れ等をスクレーパー等により除去する。 2 水洗い、清掃 超高压洗浄機(80~150kgf/cm ²)を用いホコリ等を洗い流し洗浄面とする。 3 下地調整材 全面、下地調整材(C-2)にてコテ塗りを行い、平らに仕上げる。 ・ スクレーパー工法 工 程 除去・下地処理工法 1 劣化塗膜の除去 脆弱化した塗膜の表面及び膨れ等をスクレーパー等により除去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 水洗い、清掃 粉化物、付着物等は超高压水洗機を使用し、除去清掃する。 4 下地処理 スクレーパー等により部分的に除去した箇所をセメント系下地調整材を充填し、段差のないようにする。 (注) 超高压水洗機は、粉化物、付着物等の除去に適したものとする。 ・ 超高压水洗機工法 工 程 除去・下地処理工法 1 既存塗膜及び下地劣化部の除去 超高压水洗機を使用し、既存塗膜及び下地コンクリートの劣化部を除去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 下地処理 全面下地調整材材でしごき塗りを行い、平らに仕上げる。 超高压水洗機の加圧力は、コンクリート表面及び既存塗膜の付着強度により100~250MPa程度まで可変出来るものとし、試験施工を行い監督員の承諾を受ける。 超高压水洗機を使用し、既存塗膜を除去する場合は、専門的な知識を有する技術者の施工とする。 なお、超高压による事故の防止に努める。 床版下及び厚付け仕上げ塗材仕上等の場合は、工程3を省略する。 ・ 水洗い工法 工 程 除去・下地処理工法 1 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 2 水洗い、清掃 粉化物、付着物等をデッキブラシ等を用いて水洗いし除去清掃する。 ・ エアブロー工法 工 程 除去・下地処理工法 1 清 掃 汚れ、ごみ、ほこり等をデッキブラシ、エアブロー併用にて清掃及び脆弱部を除去する。 ・ タイル全面撤去 工 程 除去・下地処理工法 1 タイル全面撤去 磁器タイルと下地モルタルを撤去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 水洗い、清掃 粉化物、付着物等は超高压水洗機を使用し、除去清掃する。 4 下地処理 全面にポリマーセメントモルタル t15で平滑にする。スクレーパー等により部分的に除去した箇所をセメント系下地調整材を充填し、段差のないようにする。 (注) 超高压水洗機は、粉化物、付着物等の除去に適したものとする。			
③	⑤ 防水工事	⑤ 仕上塗材 特記仕様書(No.3) 15.3参照 ⑥ 下地調整塗材 仕上塗材用下地調整塗材 ※JISA6916規格品 製造所 ※仕上塗材の製造所 工法 ※こて ・ローラー ・吹付け 施工箇所 外部打放し面(床版を除く)で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材及び塗装等の下地 内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及びクロス等の下地 合成樹脂系シーラー ※仕上げ塗装面全面 引張試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 含水率試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 pH試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 ⑦ 仕上塗材の保証 特記仕様書(No.3) 15.5参照 剥がれ、退色について請負者、施工者、製造者の3者連名による保証書を提出する。 薄付け仕上塗材、 3年 複層仕上塗材 ウレタンエナメル 8年 複層仕上塗材 アクリルエナメル 5年 薄付け仕上塗材(可とう形) 5年	④	③ コンクリート打放し仕上げ外壁	・ ひび割れ部改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ リカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 欠損部改修工事 ・ エポキシ樹脂モルタル充填工法 ・ ポリマーセメントモルタル充填工法 ※ 改修仕様は外壁改修施工標準図1による。 ・ ひび割れ部の注入検査 ・ 有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・ 無	⑦	③ 下地調整材	全面、下地調整材(C-2)にてコテ塗りを行い、平らに仕上げる。 ・ スクレーパー工法 工 程 除去・下地処理工法 1 劣化塗膜の除去 脆弱化した塗膜の表面及び膨れ等をスクレーパー等により除去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 水洗い、清掃 粉化物、付着物等は超高压水洗機を使用し、除去清掃する。 4 下地処理 スクレーパー等により部分的に除去した箇所をセメント系下地調整材を充填し、段差のないようにする。 (注) 超高压水洗機は、粉化物、付着物等の除去に適したものとする。	⑩	10 撥水剤塗布	※ 特殊シラン系浸透性吸水防止剤 シランコートL(菊水化学工業株式会社) 同等以上
④	⑥ 防水工事	⑤ 仕上塗材 特記仕様書(No.3) 15.3参照 ⑥ 下地調整塗材 仕上塗材用下地調整塗材 ※JISA6916規格品 製造所 ※仕上塗材の製造所 工法 ※こて ・ローラー ・吹付け 施工箇所 外部打放し面(床版を除く)で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材及び塗装等の下地 内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及びクロス等の下地 合成樹脂系シーラー ※仕上げ塗装面全面 引張試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 含水率試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 pH試験 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・ 有 ・ 無 ⑦ 仕上塗材の保証 特記仕様書(No.3) 15.5参照 剥がれ、退色について請負者、施工者、製造者の3者連名による保証書を提出する。 薄付け仕上塗材、 3年 複層仕上塗材 ウレタンエナメル 8年 複層仕上塗材 アクリルエナメル 5年 薄付け仕上塗材(可とう形) 5年	⑤	④ モルタル塗り仕上げ外壁	⑤ ひび割れ部改修工法 ・ 樹脂注入工法 ※ リカットシール材充填工法 ・ シール工法 ⑥ 欠損部改修工事 ・ エポキシ樹脂モルタル充填工法 ・ ポリマーセメントモルタル充填工法 ※ 改修仕様は外壁改修施工標準図1による。 ⑦ 浮き部改修工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 塗り替え工法 ※ 改修仕様は外壁改修施工標準図1、2による。 ※ エポキシ樹脂 JIS A 6024 ※ アンカーピン ステンレス SUS304 丸棒全ねじ切り加工 呼び径4mm、長さ60mm以上かつ 構造体コンクリートに30mm程度入れる。 ・ ひび割れ部の注入検査 ・ 有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・ 無 ⑧ 浮き部注入部の検査 ・ 有 ※打診検査 ・ 引張試験 (1,500N/本以上) (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上とする。) ・ 無	⑧	④ 下地処理	スクレーパー等により部分的に除去した箇所をセメント系下地調整材を充填し、段差のないようにする。 (注) 超高压水洗機は、粉化物、付着物等の除去に適したものとする。	⑪	11 既設タイル面洗い	・ 有 ・ 超高压水洗機工法 ・ 水洗い工法 ・ 薬剤による洗い ・ 無

訂正前

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	特記仕様書(No.6)		
A3縮尺	1/2	A1縮尺	1/1
堺市 建築都市局 建築部		図面番号	A/06
2011.11. 作成			
2016.2. 改訂			
2017.2. 改訂			
2020.3. 改訂			
2020.4. 改訂			
2021.4. 改訂			



項目	特記事項																														
① アスベスト含有建材の除去等	<ul style="list-style-type: none"> 保温材（配管エルボ） ○ ガスケット（ダクト）4階外部（機械設備工事） 別途協議（図面にない該当設備が判明した場合） <p>測定は種類に応じて、下表のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定時期</th> <th rowspan="2">測定場所</th> <th colspan="2">測定点数</th> </tr> <tr> <th>吹付け材等（※）</th> <th>成形板・外装塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>処理作業室内（注）</td> <td>・2点 ・3点</td> <td>○2点</td> </tr> <tr> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・2点</td> <td>○2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>処理作業室内（注）</td> <td>・2点 ・3点</td> <td>○2点</td> </tr> <tr> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>・1点</td> <td>○1点</td> </tr> <tr> <td>集じん・排気装置の排出口 （※）</td> <td>・1点</td> <td>○1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後</td> <td>処理作業室内（注）</td> <td>・2点 ・3点</td> <td>○2点</td> </tr> <tr> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・4点</td> <td>○4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）：各施工箇所毎の室面積が50m²以下または2点、300m²以下または3点とし、300m²を超えるものは、100m²毎に1点を追加する。 （※）：吹付け材等…吹付け材（レベル1）及び保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2）</p> <p>測定方法 アスベスト粉じん濃度の測定方法は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び定電圧電子顕微鏡法」による位相顕微鏡法による。 測定 ○ 都道府県に登録されている作業環境測定機関 ○ 都道府県に登録されている作業環境測定機関に属する作業環境測定士 計数分析 ○ 第一種作業環境測定士（1号登録） ○ 第一種作業環境測定士（1号登録・クロスチェック事業Aランク） 報告書 3部作成</p>	測定時期	測定場所	測定点数		吹付け材等（※）	成形板・外装塗材	処理作業前	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点	施工区画周辺又は敷地境界	・2点	○2点	処理作業中	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点	セキュリティゾーン入口	・1点	○1点	集じん・排気装置の排出口 （※）	・1点	○1点	処理作業後	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点	施工区画周辺又は敷地境界	・4点	○4点
測定時期	測定場所			測定点数																											
		吹付け材等（※）	成形板・外装塗材																												
処理作業前	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点																												
	施工区画周辺又は敷地境界	・2点	○2点																												
処理作業中	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点																												
	セキュリティゾーン入口	・1点	○1点																												
	集じん・排気装置の排出口 （※）	・1点	○1点																												
処理作業後	処理作業室内（注）	・2点 ・3点	○2点																												
	施工区画周辺又は敷地境界	・4点	○4点																												

② 専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各専門工事業者は、本工事に関する技術者、作業員、作業機械、作業器具、作業に備わった技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。
④ 作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。
⑤ 除却作業	<ul style="list-style-type: none"> 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。
⑥ アスベスト含有分析調査	<ul style="list-style-type: none"> 行う ・ 行わない ○ 別途協議（図面にない建材が判明した場合）
⑦ 解体・処分	<ul style="list-style-type: none"> 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」平成25年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書・間解説（平成24年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。
⑧ アスベスト含有建材リスト	<ul style="list-style-type: none"> 図示による
⑨ アスベスト含有成形板の処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 ※作成に当たっては、次に挙げる資格を有する者によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①特定建築物石綿含有建材調査者または建築物石綿含有建材調査者（平成30年 厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号） ②労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者の内石綿等の除去等の作業の経験を有する者 ③（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 <p>C. 飛散防止の対策等</p> <ol style="list-style-type: none"> 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。 <p>D. 除去作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 除去はアスベストを含まない内装材及び外部建具等の除去に先がけて行うこと。 除去は破壊または破断を行わない方法で行うものとし、できる限り原形のまま除去すること。 除去作業は散水により常に湿潤な状態として行うこと。ただし、散水は過度に行わないこと。 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 <p>E. 集積、運搬等</p> <ol style="list-style-type: none"> 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より投下しないこと。 破砕等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物は、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 除去したアスベスト含有成形板を現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行うこと。 アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 <p>F. 除去物の処分</p> <ol style="list-style-type: none"> アスベスト含有成形板は、関係法令に従い適切に処分すること。 マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。

項目	特記事項
10 吹付け材等アスベストの処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 作業計画</p> <p>アスベスト含有建材の除却方法やアスベスト飛散防止計画等の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業の方法及び順序 石綿粉塵の発生を防止し、又は抑制する方法 労働者及び建物使用者等への石綿粉塵の暴露を防止する方法 <p>C. 計画の届出</p> <p>労働安全衛生法、大気汚染防止法に基づく届出</p> <p>D. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 <p>E. 除却作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 はくり剤等により飛散抑制を行う。 除去作業時には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 施工区画内の清掃及び、養生シートの撤去 <p>F. 集積、運搬、処分等</p> <ol style="list-style-type: none"> 麻石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 運搬については、麻石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
11 吹付け材等アスベスト（外装塗材等）の処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 作業計画</p> <p>アスベスト含有建材の除却方法やアスベスト飛散防止計画等の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業の方法及び順序 石綿粉塵の発生を防止し、又は抑制する方法 労働者及び建物使用者等への石綿粉塵の暴露を防止する方法 <p>C. 計画の届出</p> <p>労働安全衛生法に基づく届出</p> <p>D. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 <p>E. 除却作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 はくり剤等により飛散抑制を行う。 除去作業時には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 施工区画内の清掃及び、養生シートの撤去 <p>F. 集積、運搬、処分等</p> <ol style="list-style-type: none"> 麻石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 運搬については、麻石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
12 アンカー打設	<p>外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は、原則以下とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事前準備 <ul style="list-style-type: none"> 施工要領書を監督員に提出し確認を受ける。 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RS-3・RL-3）を着用する。 ドリル穿孔作業 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。 ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 石綿処理 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 石綿含有廃棄物として処理する。

項目	特記事項
<道路交通の安全対策>	<p>10t以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の排出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）により搬出入を行う場合は監督員に報告し、運搬経路について協議を行うこと。</p>
<工事車両幕>	<p>10t以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の排出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事車両幕を作成し取り付けること。なお、工事車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。</p> <p>工事車両幕の仕様 寸法： 縦5400mm×横8000mm程度 材質： ターポリン 表示内容： 工事名称、受注者名、発注部署名 設置枚数： 1枚 設置場所： ダンプトラックの前面 取付方法： 工事車両幕の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ その他： 工事車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける</p> <p>※1 工事車両幕に記載する工事名、「工事車両」、受注者名、発注者名の字体は、MSPゴシックとする。 ※2 工事名が一段で入りきらない場合は、二段で記載する。 ※3 受注者名は、一段に記載する。株式会社は、㈱と記載する。建設工事共同企業体はJVと記載する。 ※4 発注者名は、局名を記載しない。</p>

項目	特記事項																																									
建設リサイクル法「分別解体の届出」	<p>1. 適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 本仕様書は、公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（當橋）により、堺市建築部が発注する工事に適用する。 <p>2. 建設副産物の処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、工事の施工により発生する建設発生土の処理及びコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥等の建設廃棄物の処理にあたって、適切な処理が計画的に行われるよう発生土処理計画書及び廃棄物処理計画書並びに発生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式（建設リサイクルガイドライン）により作成し、施工計画書に含め監督員に提出、承認を得なければならない。また、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。 本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートガラ</td> <td>奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場</td> <td>堺市堺区大浜西町5</td> </tr> <tr> <td>アスファルトガラ</td> <td>新光開発（株）</td> <td>松原市大堀4-536-1</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>木材開発（株）平林工場</td> <td>大阪府住之江区平林2-6-50</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>奥村組土木興業（株）堺工場</td> <td>堺市堺区大浜西町5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。</p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）施行令で定める工事の種類、規模の基準に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 <p>（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）</p> <p>①分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">この作業内容及び解体方法</td> <td>①造成等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事 ■ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> <tr> <td>②基礎・基礎ぐい</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> <tr> <td>③上部構造部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> <tr> <td>④屋根</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の工事 ■ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> <tr> <td>⑤建築設備・内装等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> その他の工事 □ 有 □ 無 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 適用となる事項の □ にチェックする。 「この特記を使用する対象工事」 ・ 建築物の新築・増築 床面積の合計600㎡以上 ・ 建築物の修繕・模様替（リフォーム等） 請負代金の額1億円以上 ②再資源化等をする施設名称及び所在地 2-2）による。 （注1） 新築工事では、発生量等が特定できないため、この限りでない。 2） 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告するものとする。 ・ 工事名 ・ 工事場所 ・ 再資源化等が完了した年月日 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設名称及び所在地 ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ・ 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書（建設リサイクルガイドライン様式）</p> <p>4. 再生資材 本工事の施工については、次表の再生資材を見込んでいる。品質等を確認し、監督員の承認を得た上で使用に努めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生資材名</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン（RC-40）</td> <td>外構部、駐車場、道路路盤材等</td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	施設名称	所在地	コンクリートガラ	奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場	堺市堺区大浜西町5	アスファルトガラ	新光開発（株）	松原市大堀4-536-1	木材	木材開発（株）平林工場	大阪府住之江区平林2-6-50	建設発生土	奥村組土木興業（株）堺工場	堺市堺区大浜西町5	工程	作業内容	分別解体等の方法	この作業内容及び解体方法	①造成等	<ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 	②基礎・基礎ぐい	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 	③上部構造部	<ul style="list-style-type: none"> 上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 	④屋根	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 	⑤建築設備・内装等	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 	⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の工事 □ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 	再生資材名	使用箇所	再生クラッシュラン（RC-40）	外構部、駐車場、道路路盤材等
特定建設資材廃棄物の種類	施設名称	所在地																																								
コンクリートガラ	奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場	堺市堺区大浜西町5																																								
アスファルトガラ	新光開発（株）	松原市大堀4-536-1																																								
木材	木材開発（株）平林工場	大阪府住之江区平林2-6-50																																								
建設発生土	奥村組土木興業（株）堺工場	堺市堺区大浜西町5																																								
工程	作業内容	分別解体等の方法																																								
この作業内容及び解体方法	①造成等	<ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 																																							
	②基礎・基礎ぐい	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 																																							
	③上部構造部	<ul style="list-style-type: none"> 上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 																																							
	④屋根	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 																																							
	⑤建築設備・内装等	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 																																							
	⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の工事 □ 有 □ 無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 																																							
再生資材名	使用箇所																																									
再生クラッシュラン（RC-40）	外構部、駐車場、道路路盤材等																																									
工事名称	堺消防庁倉改修ほか工事																																									
図面名称	特記仕様書 (No. 7)																																									
A3縮尺	1/2	A1縮尺	1/1																																							
堺市 建築部局 建築部	図面番号	A/07																																								
2020.3. 作成																																										

訂正前

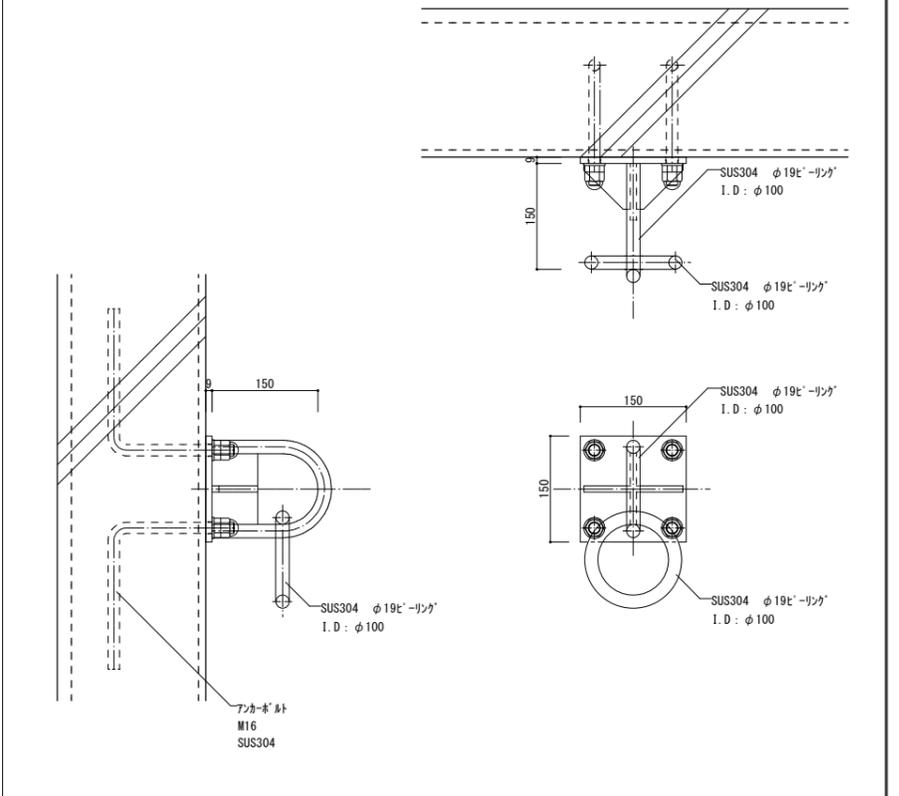
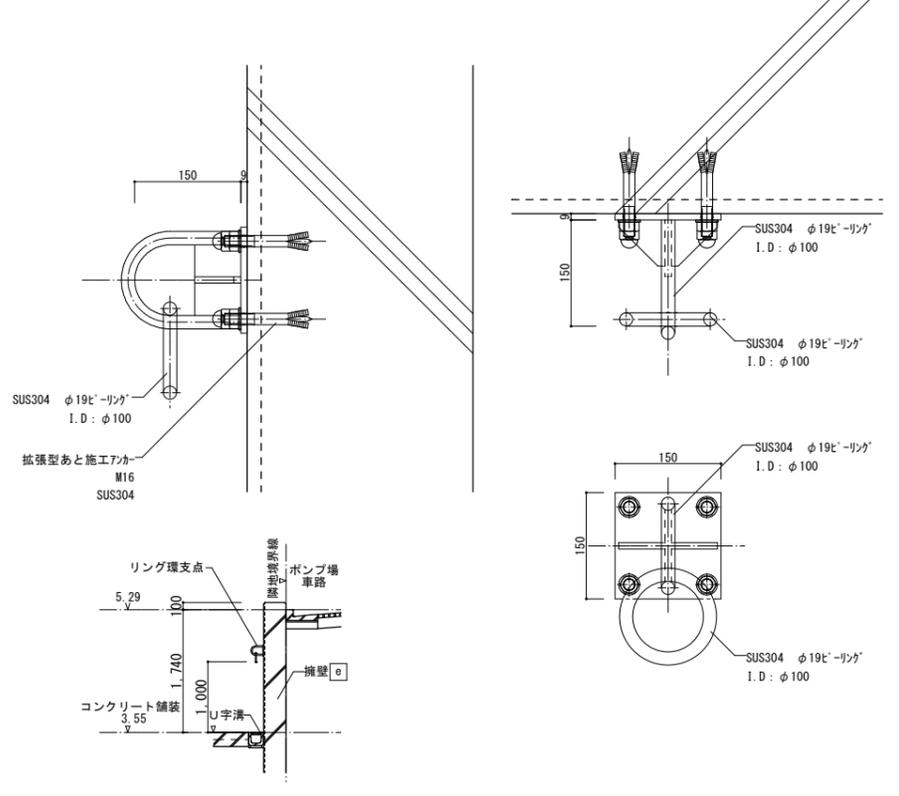
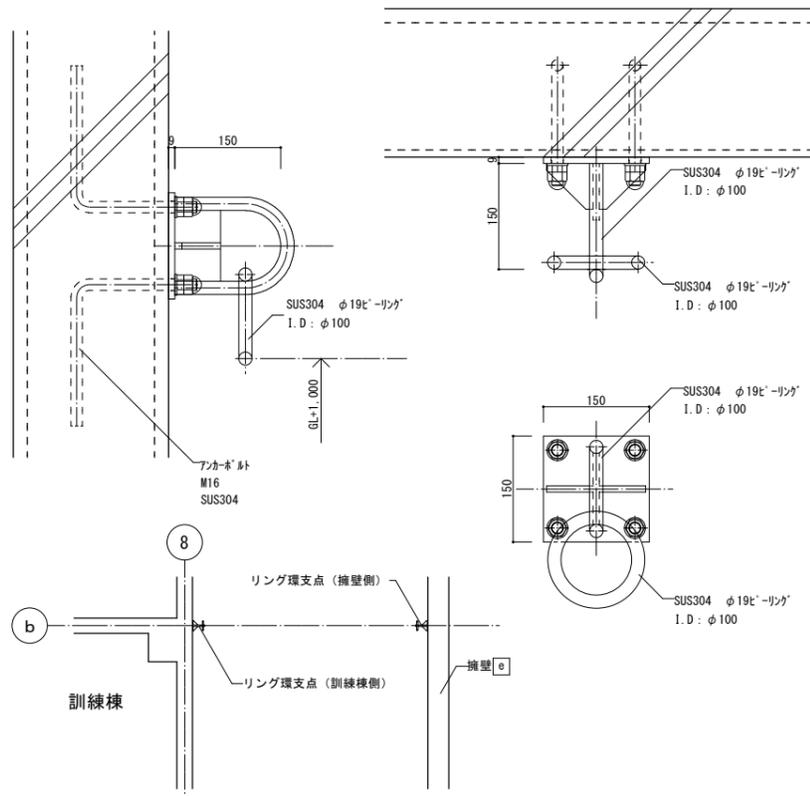
訓-1 体験用渡過訓練リング環支点（訓練棟側） S=1/5 数量1

訓-2 体験用渡過訓練リング環支点（擁壁側） S=1/5 数量1

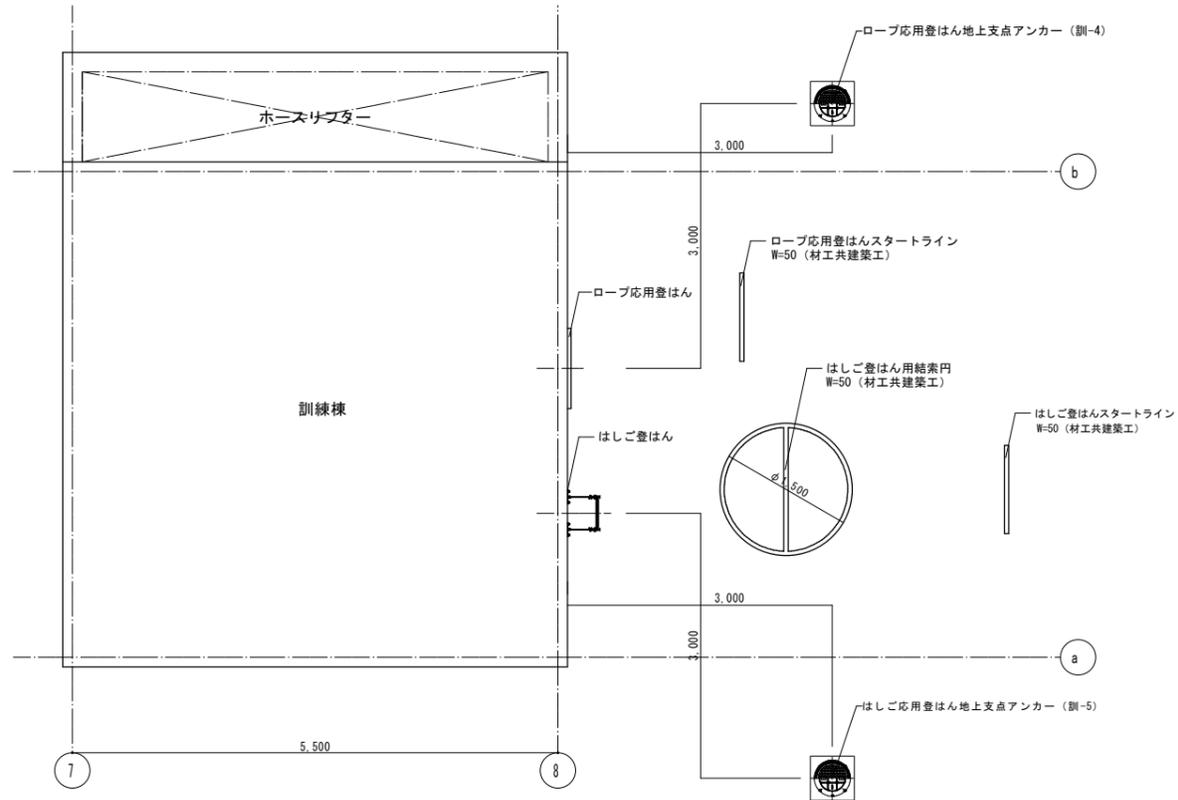
訓-3 訓練リング環支点 S=1/5 数量2

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリング環は引張試験報告書（施工業者）

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリング環は引張試験報告書（施工業者）



訓練棟 地上配置計画 S : 1/40



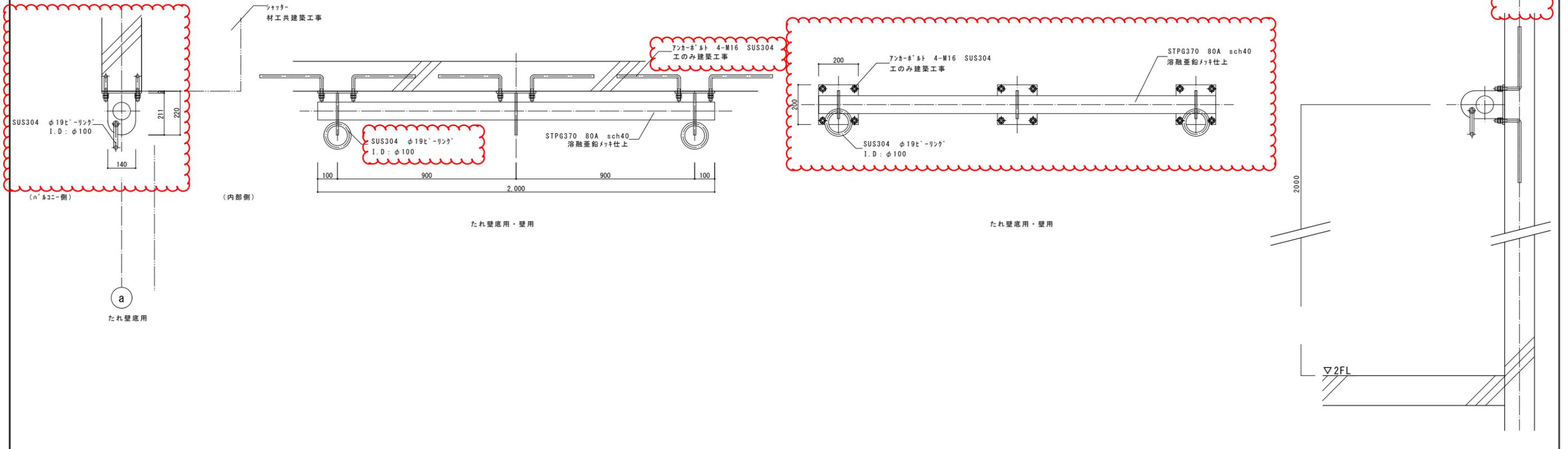
※ 消防訓練器具の設置位置については施設利用者、監督職員と事前に協議打合せを行うこと

訂正前

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	消防訓練器具詳細図 (1)		
A3縮尺	1/40	A1縮尺	1/20
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/164	
原寸図	0 25 50 75		

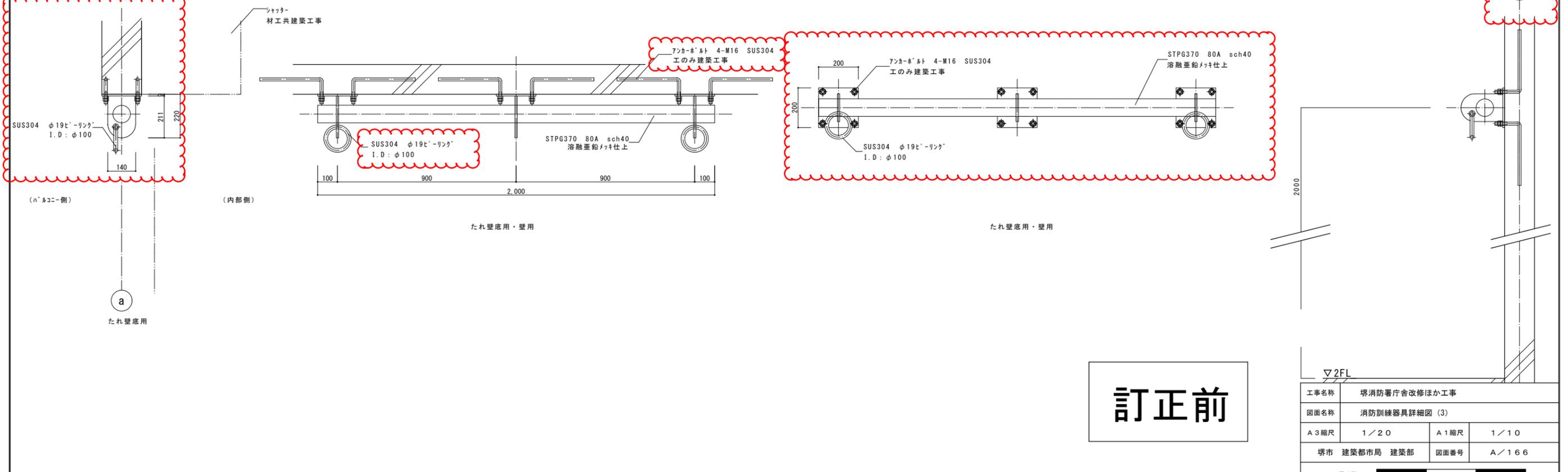
訓-8 管状支点 (3階) S=1/10 数量各1

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリンク環は引張試験報告書 (施工業者)



訓-9 管状支点 (2階) S=1/10 数量各1

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリンク環は引張試験報告書 (施工業者)



訂正前

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	消防訓練器具詳細図 (3)		
A3縮尺	1/20	A1縮尺	1/10
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/166	
原寸図	0 25 50 75		

特記仕様書

〔営繕編〕

〔改修工事版〕

No.1

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Includes sections for I. 工事概要 (Project Overview) and II. 工事仕様 (Project Specifications).

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Contains detailed technical specifications and requirements for construction items.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Details safety, insurance, and quality control requirements.

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Special Notes). Includes material specifications, construction methods, and a large '訂正後' (After Correction) stamp.

訂正後

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 改訂 (Revision). Lists project name, location, and revision dates.



Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include: 15. プラインドボックス及びカーテンボックス, 16. 耐震スリット, 17. 止水板, 18. 天井点検口, 19. 床点検口, マンホール, 20. 鋼製書架及び物品棚, 21. かざ箱, 22. くつふきマット, 23. 流し台ユニット, 24. 屋内掲示板, 25. 洗面カウンター, 26. 防煙垂れ壁, 27. 誘導用及び注意喚起用床材, 29. 旗竿, 30. 旗竿受金物, 31. フェンス, 32. 屋外掲示板, 33. 車止め支柱, 34. 収納・収納家具, 35. エキスパンションジョイント金物.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include: 18. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定, 37. トイレシロ, 38. コーナーガード, 39. 大型鏡, 40. UB枠, 41. ポリスチレンフォーム床下地材, 20. 1. 排水管, 2. 排水網及びふた, 3. 埋戻し土, 4. タラップ.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include: 2. 舗装工事, 8. カラー舗装, 9. 透水性舗装, 10. ブロック系舗装, 11. 路面表示用塗料, 22. 植栽工事.

Table with 2 columns: Item No. and Item Description. Items include: 23. <書類保管箱>, 3. 製本図面, 4. 施工図製本, 5. 機器完成図, 6. 完成図電子データ, <工事現場用表示板>, 1998. 5. 作成, 2000. 12. 改訂, 2002. 5. 改訂, 2004. 11. 改訂, 2007. 12. 改訂, 2011. 2. 改訂, 2014. 1. 改訂.

訂正後

Table with 2 columns: Revision History and Scale. Includes dates from 1998 to 2014, project name (堺消防庁舎改修ほか工事), drawing name (特記仕様書 (No.5)), scale (A3縮尺), and drawing number (A/05).

[外壁改修]

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
① 一般共通事項	③ 技能資格者	外壁改修講習会(財団法人 建築保全センター)修了者、又は外壁改修に係るその他の講習受講者等で下記の仕様書等の内、該当する部分の内容を熟知していることと市が認めた者による専任技術者を配置すること。 1) 建築改修設計基準及び同解説 2) 公共建築改修工事標準仕様書 3) 建築改修工事監理指針	② 外壁改修工事	1 施工数量調査	※ 要 ・ 不要(設計数量の通り。) ・ 不要(別途調査、但し、調査は本工事の足場を利用する。) ・ 調査回数及び数量表作成(調査数量に基づいて設計変更を行う。)	⑤ 既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理	※外壁改修施工標準図1、1. 外壁の処理による。	⑨ 外壁改修工事	9 タイル張り仕上げ外壁	・ひび割れ部改修工法 ※ 樹脂注入工法 ・ タイル張替え工法 ・欠損部改修工事 ※ タイル張替え工法 ・ タイル部分張替え工法 ・浮き部改修工法 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ タイル張替え工法 ・ タイル部分張替え工法 ※エポキシ樹脂 JIS A 6024 ※アンカーピン ステンレス SUS304 丸棒全ねじ切り加工 呼び径3mm、長さ60mm以上かつ 構造体コンクリートに30mm程度入れる ・タイル貼り目地改修工法 ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法 ・ひび割れ部の注入検査 ・有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・無 ・浮き部注入部の検査 ・有 ※打診検査 ・引張試験(1,500N/本以上) (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上とする。)	
	④ 防水工事	⑥ シーリング		<ul style="list-style-type: none"> SR-1 HM シリコンシーリング材(1成分形)高モジュラス形 SR-1 LM シリコンシーリング材(1成分形)低モジュラス形 SR-2 シリコンシーリング材(2成分形) PS-2 ポリサルファイドシーリング材(2成分形) MS-1 変成シリコンシーリング材(1成分形) MS-2 変成シリコンシーリング材(2成分形) PU-2 ポリウレタンシーリング材(2成分形) AC-1 アクリルシール材 接着試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験	2 躯体状況調査		※ 要 各棟毎に隠蔽面、パラペット立上り面各1ヶ所 計2ヶ所 φ100コア抜き調査仕様は外壁改修施工標準図1による。 ・ 不要		1 旧塗膜の除去	脱離した塗膜の表面及び剥れ等をスクレーパー等により除去する。	10 撥水剤塗布
				3 コンクリート打放し仕上げ外壁	・ひび割れ部改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充てん工法 ・ シール工法 ・欠損部改修工事 ・ エポキシ樹脂モルタル充てん工法 ・ ポリマーセメントモルタル充てん工法 ※ 改修仕様は外壁改修施工標準図1による。 ・ひび割れ部の注入検査 ・有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・無	2 劣化塗膜の除去	脱離した塗膜の表面及び剥れ等をスクレーパー等により除去する。	11 既設タイル面洗い	・有 ・ 超高压水洗機工法 ・ 水洗い工法 ・ 薬剤による洗い ・無		
				4 モルタル塗り仕上げ外壁	・ひび割れ部改修工法 ・ 樹脂注入工法 ※ Uカットシール材充てん工法 ・ シール工法 ・欠損部改修工事 ・ エポキシ樹脂モルタル充てん工法 ・ ポリマーセメントモルタル充てん工法 ※ 改修仕様は外壁改修施工標準図1による。 ・浮き部改修工法 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 塗り替え工法 ※改修仕様は外壁改修施工標準図1、2による。 ※エポキシ樹脂 JIS A 6024 ※アンカーピン ステンレス SUS304 丸棒全ねじ切り加工 呼び径4mm、長さ60mm以上かつ 構造体コンクリートに30mm程度入れる ・ひび割れ部の注入検査 ・有 コア抜き(ひび割れ長さ500mmまで3個、500mmを超える場合は500mmごと又はその端数につき1個)(径=50、深さ=70) コア採取部分の補修は既調合ポリマーセメント充填 ・無 ・浮き部注入部の検査 ・有 ※打診検査 ・引張試験(1,500N/本以上) (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上とする。)	3 水洗い、清掃	粉化物、付着物等は超高压水洗機を使用し、除去清掃する。				
				⑤ 仕上塗材	種類 呼び名 仕上りの形状 工法 仕上塗材(標仕15.6.2) ・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材 E ・内装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S ・複層仕上塗材 ・複層塗材 CE ・可とう形複層塗材 CE ・複層塗材 Si ・複層塗材 E ・複層塗材 RE ・複層塗材 RS ・防水気密層塗材 E ・軽量骨材 仕上塗材 耐水性 耐摩耗性 3種 工法 吹付け、ローラー、こて塗り、主材の塗付けに適用する。 塗回数、標仕 表15.6.1による。 複層仕上塗材の上塗りがポリウレタン系、アクリルシリコン系、フッ素系又はメタリック系の場合の塗付け量及び塗回数は、共計 15.5.6(m)(4)(1)による。	4 下地調整工法	除去・下地処理工法 1 劣化塗膜の除去 脱離した塗膜の表面及び剥れ等をスクレーパー等により除去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 水洗い、清掃 粉化物、付着物等は超高压水洗機を使用し、除去清掃する。 4 下地処理 スクレーパー等により部分的に除去した箇所をセメント系下地調整塗材を充填し、段差のないようにする。				
				⑥ 下地調整塗材	仕上塗材用下地調整塗材 ※JISA6916規格品 製造所 ※仕上塗材の製造所 工法 ※こて ・ローラー ・吹付け 施工箇所 外部打放し面(床版を除く)で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材及び塗装等の下地 内部打放し面で薄付け仕上塗材、複層仕上塗材、塗装及びクロス等の下地 合成樹脂系シーラー ※仕上げ塗装面全面 引張試験 ○有 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・無 含水率試験 ○有 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・無 pH試験 ○有 (試験体の個数は、100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ、全体で3個以上とする。) ・無	⑦ 仕上塗材の保証	剥がれ、退色について請負者、施工者、製造者の3者連名による保証書を提出する。 薄付け仕上塗材 3年 複層仕上塗材 ウレタンエナメル 8年 アクリルエナメル 5年 薄付け仕上塗材(可とう形) 5年				
				⑦ 仕上塗材の保証	剥がれ、退色について請負者、施工者、製造者の3者連名による保証書を提出する。 薄付け仕上塗材 3年 複層仕上塗材 ウレタンエナメル 8年 アクリルエナメル 5年 薄付け仕上塗材(可とう形) 5年	⑧ 超高压水洗機工法	除去・下地処理工法 1 既存塗膜及び下地劣化部の除去 超高压水洗機を使用し、既存塗膜及び下地コンクリートの劣化部を除去する。 2 下地のひび割れ部等の補修 外壁改修工事のひび割れ等の補修による。 3 下地処理 全面下地調整塗材でしごき塗りをを行い、平らに仕上げる。				

訂正後

工事名称	堺消防庁舎改修ほか工事		
図面名称	特記仕様書(No.6)		
A3縮尺	1/2	A1縮尺	1/1
作成	2011.11.	改訂	2016.2.
改訂	2017.2.	改訂	2020.3.
改訂	2020.4.	改訂	2021.4.
原寸図	0 25 50 75		

項目	特記事項																																		
① アスベスト含有建材の除去等	<ul style="list-style-type: none"> • 保温材（配管エルボ）○ ガスカート（ダクト）4階外部（機械設備工事） • 別途協議（図面にない該当設備が判明した場合） <p>測定は種類に応じて、下表のとおりとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定時期</th> <th rowspan="2">測定場所</th> <th colspan="2">測定点数</th> </tr> <tr> <th>• 吹付け材等（※）</th> <th>• 成形板 • 外装塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>処理作業室内（注）</td> <td>• 2点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工区周囲又は敷地境界</td> <td>• 3点</td> <td>• 2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>処理作業室内（注）</td> <td>• 2点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>• 3点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集じん・排気装置の排出口</td> <td>• 1点</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後</td> <td>施工区周囲又は敷地境界</td> <td>• 4点</td> <td>• 4点</td> </tr> <tr> <td>処理作業室内（注）</td> <td>• 2点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工区周囲又は敷地境界</td> <td>• 3点</td> <td>• 4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）：各施工箇所毎の測定面積が5.0m²以下または2点、3.00m²以下または3点とし、3.00m²を超えるものは、1.00m²毎に1点を追加する。 （※）：吹付け材等…吹付け材（レベル1）及び保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2）</p> <p>測定方法 アスベスト粉じん濃度の測定方法は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び差電圧顕微鏡法」による位相顕微鏡法による。 測定 ① 測定所帯に登録されている作業環境測定機関 ② 測定所帯に登録されている作業環境測定機関に属する作業環境測定士 計数分析 ① 第一種作業環境測定士（1号登録） ② 第一種作業環境測定士（1号登録・クロスチェック事業Aランク） 報告書 3部作成</p>	測定時期	測定場所	測定点数		• 吹付け材等（※）	• 成形板 • 外装塗材	処理作業前	処理作業室内（注）	• 2点		施工区周囲又は敷地境界	• 3点	• 2点	処理作業中	処理作業室内（注）	• 2点		セキュリティゾーン入口	• 3点		集じん・排気装置の排出口	• 1点		処理作業後	施工区周囲又は敷地境界	• 4点	• 4点	処理作業室内（注）	• 2点			施工区周囲又は敷地境界	• 3点	• 4点
測定時期	測定場所			測定点数																															
		• 吹付け材等（※）	• 成形板 • 外装塗材																																
処理作業前	処理作業室内（注）	• 2点																																	
	施工区周囲又は敷地境界	• 3点	• 2点																																
処理作業中	処理作業室内（注）	• 2点																																	
	セキュリティゾーン入口	• 3点																																	
	集じん・排気装置の排出口	• 1点																																	
処理作業後	施工区周囲又は敷地境界	• 4点	• 4点																																
	処理作業室内（注）	• 2点																																	
	施工区周囲又は敷地境界	• 3点	• 4点																																
② 専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> • アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。 																																		
④ 作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> • 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 																																		
⑤ 除却作業	<ul style="list-style-type: none"> • 石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。 																																		
⑥ アスベスト含有分析調査	<ul style="list-style-type: none"> • 行う ・ 行わない ○ 別途協議（図面にない建材が判明した場合） 																																		
⑦ 解体・処分	<ul style="list-style-type: none"> • 石綿、石綿スレート等、石綿材の解体・処分については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通大臣官房官庁室機部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成25年度版）第9章、「建築物解体工事共通仕様書・用語集（平成24年版）」「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（環境省）」等に基づき適切に行うこと。 																																		
⑧ アスベスト含有建材リスト	<ul style="list-style-type: none"> • 図示による 																																		
⑨ アスベスト含有成形板の処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 2. 事前調査結果の裏面の作成 ※作成に当たっては、次に挙げる資格を有する者によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定建築物石綿含有建材調査者または建築物石綿含有建材調査者（平成30年 厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号） ② 労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者の内石綿等の除去等の作業の経験を有する者 ③ （一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者 3. 事前調査結果の発注者への説明 4. 事前調査結果の揭示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 2. 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 <p>C. 飛散防止対策等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 2. 建物外周部で除去作業を行う場合は、解体する建物の高さ以上にシート等で囲うこと。 <p>D. 除去作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 除去はアスベストを含まない内装材及び外部建具等の除去に先がけて行うこと。 2. 除去は破壊または破断を行わない方法で行うものとし、できる限り原形のまま除去すること。 3. 除去作業は散水により常に湿潤な状態として行うこと。ただし、散水は過度に行わないこと。 4. 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 <p>E. 集積、運搬等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より投下しないこと。 2. 破砕等に伴い排出される粉末状の小片の非飛散性アスベスト廃棄物は、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 3. 除去したアスベスト含有成形板を現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行うこと。 4. アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。 <p>F. 除去物の処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アスベスト含有成形板は、関係法令に従い適切に処分すること。 2. マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。 																																		

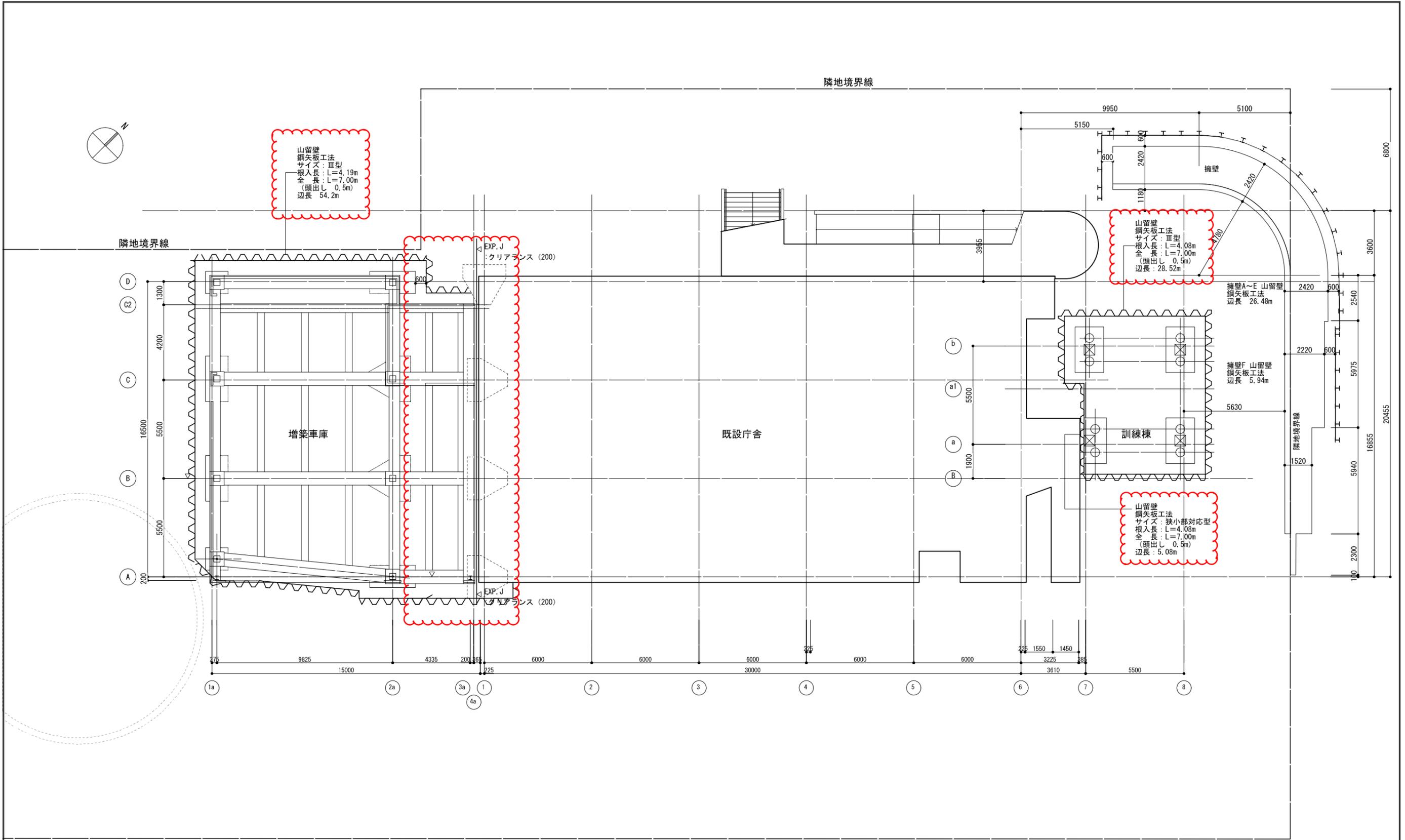
項目	特記事項
10 吹付け材等アスベストの処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 2. 事前調査結果の裏面の作成 3. 事前調査結果の発注者への説明 4. 事前調査結果の揭示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 作業計画</p> <p>アスベスト含有建材の除去方法やアスベスト飛散防止計画等の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法及び順序 2. 石綿粉塵の飛散を防止し、又は抑制する方法 3. 労働者及び建物使用者等への石綿粉塵の暴露を防止する方法 <p>C. 計画の届出</p> <p>労働安全衛生法、大気汚染防止法に基づく届出</p> <p>D. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 2. 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 3. 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 <p>E. 除却作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. はくり剤等により飛散抑制を行う。 3. 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 4. 施工区内部の清掃及び、養生シートの撤去 <p>F. 集積、運搬、処分等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃石綿等を湿潤化等した後十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
11 吹付け材等アスベスト（外装塗材等）の処理手順	<p>A. 事前調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書等の資料、目視及び建材中の石綿含有率の分析による調査の実施 2. 事前調査結果の裏面の作成 3. 事前調査結果の発注者への説明 4. 事前調査結果の揭示（調査を行った者の情報、石綿含有建築材料の使用の有無・種類、事前調査の終了年月日、事前調査方法） <p>B. 作業計画</p> <p>アスベスト含有建材の除去方法やアスベスト飛散防止計画等の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法及び順序 2. 石綿粉塵の飛散を防止し、又は抑制する方法 3. 労働者及び建物使用者等への石綿粉塵の暴露を防止する方法 <p>C. 計画の届出</p> <p>労働安全衛生法に基づく届出</p> <p>D. 石綿作業主任者の選任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 2. 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 3. 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 <p>E. 除却作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業場所をそれ以外の作業場所から隔離し、当該作業に従事する者以外の者が立入ることを禁止。 2. はくり剤等により飛散抑制を行う。 3. 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 4. 施工区内部の清掃及び、養生シートの撤去 <p>F. 集積、運搬、処分等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃石綿等を湿潤化等した後十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化する。 2. 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 3. 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 <p>G. 施工記録・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を報告する。
12 アンカー打設	<p>外壁アスベスト含有部（みなし含む）への「アンカー打設」の作業手順は、原則以下とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前準備 <ul style="list-style-type: none"> • 施工要領書を監督員に提出し確認を受ける。 • 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 • 看板（立入禁止）を設置し、保護マスク（RS-3・RL-3）を着用する。 2. ドリル穿孔作業 <ul style="list-style-type: none"> • 粉じん吸込装置付ドリル（HEPAフィルター付）を使用する。 • ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧（湿潤）し、穿孔する。 • 飛散防止剤を穿孔部（切断面及び周囲）に吹付け、アンカーを打設する。 3. 石綿処理 <ul style="list-style-type: none"> • 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 • 石綿含有廃棄物として処理する。

項目	特記事項
<道路交通の安全対策>	<p>10 t 以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の排出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）により搬出を行う場合は監督員に報告し、運搬経路について協議を行うこと。</p>
<工事車両幕>	<p>10 t 以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の排出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事車両幕を作成し取り付けること。なお、工事車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。</p> <p>工事車両幕の仕様 寸法： 縦540mm×横800mm程度 材質： ターポリン 表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名 設置枚数：1枚 設置場所：ダンプトラックの前面 取付方法：工事車両幕の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ その他：工事車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける</p> <p>※1 工事車両幕に記載する工事名、「工事車両」、受注者名、発注者名の字体は、MSPゴシックとする。 ※2 工事名が一段で入りきらない場合は、二段で記載する。 ※3 受注者名は、一段に記載する。株式会社は、概と記載する。建設工事共同企業体はJ・Vと記載する。 ※4 発注者名は、局名を記載しない。</p>

項目	特記事項																																								
建設リサイクル法「分別解体の届出」	<p>1. 適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本仕様書は、公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（富橋）により、堺市建築部が発注する工事に適用する。 <p>2. 建設副産物の処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、工事の施工により発生する建設発生土の処理及びコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥等の建設廃棄物の処理にあたって、適切な処理が計画的に行われるよう発生土処理計画書及び廃棄物処理計画書並びに発生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式（建設リサイクルガイドライン）により作成し、施行計画書に含め監督員に提出、承認を得なければならない。また、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。 2) 本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートガラ</td> <td>奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場</td> <td>堺市堺区大浜西町5</td> </tr> <tr> <td>アスファルトガラ</td> <td>新光開発（株）</td> <td>松原市大堀4-536-1</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>木材開発（株）平林工場</td> <td>大阪府住之江区平林2-6-50</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>奥村組土木興業（株）堺工場</td> <td>堺市堺区大浜西町5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。</p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）施行令で定める工事の種類、規模の基準に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 <p>（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合） ①分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①造成等</td> <td>造成等の工事 ■ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②基礎・基礎</td> <td>基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③上部構造部</td> <td>上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④屋根</td> <td>屋根の工事 ■ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤建築設備・内装等</td> <td>建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事 □ 有 □ 無</td> <td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 適用となる事項の □ にチェックする。 「この特記を使用する対象工事」 • 建築物の新築・増築 床面積の合計500㎡以上 • 建築物の修繕・模様替（リフォーム等） 請負代金の総1億円以上 ②再資源化等をする施設名称及び所在地 2-2) による。 （注1） 新築工事では、発生量等が特定できないため、この限りでない。 2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告するものとする。 • 工事名 • 工事場所 • 再資源化等が完了した年月日 • 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設名称及び所在地 • 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 • 再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書（建設リサイクルガイドライン様式）</p> <p>4. 再生資材 本工事の施工については、表裏の再生資材を見込んでいる。品質等を確認し、監督員の承認を得た上で使用に努めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生資材名</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン（RC-40）</td> <td>外構部、駐車場、道路路盤材等</td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	施設名称	所在地	コンクリートガラ	奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場	堺市堺区大浜西町5	アスファルトガラ	新光開発（株）	松原市大堀4-536-1	木材	木材開発（株）平林工場	大阪府住之江区平林2-6-50	建設発生土	奥村組土木興業（株）堺工場	堺市堺区大浜西町5	工程	作業内容	分別解体等の方法	①造成等	造成等の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	②基礎・基礎	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	③上部構造部	上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	④屋根	屋根の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	再生資材名	使用箇所	再生クラッシュラン（RC-40）	外構部、駐車場、道路路盤材等
特定建設資材廃棄物の種類	施設名称	所在地																																							
コンクリートガラ	奥村組土木興業（株）建設リサイクル工場	堺市堺区大浜西町5																																							
アスファルトガラ	新光開発（株）	松原市大堀4-536-1																																							
木材	木材開発（株）平林工場	大阪府住之江区平林2-6-50																																							
建設発生土	奥村組土木興業（株）堺工場	堺市堺区大浜西町5																																							
工程	作業内容	分別解体等の方法																																							
①造成等	造成等の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
②基礎・基礎	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
③上部構造部	上部構造部分・外装の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
④屋根	屋根の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
⑥その他	その他の工事 □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
再生資材名	使用箇所																																								
再生クラッシュラン（RC-40）	外構部、駐車場、道路路盤材等																																								

訂正後

工事名称	堺消防庁舎改修ほか工事		
図面名称	特記仕様書 (No. 7)		
A3縮尺	1/2	A1縮尺	1/1
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/07	
2020.3. 作成	原寸図	0 25 50 75	



山留壁
鋼矢板工法
サイズ：Ⅲ型
根入長：L=4.19m
全長：L=7.00m
（頭出し：0.5m）
辺長：54.2m

山留壁
鋼矢板工法
サイズ：Ⅲ型
根入長：L=4.08m
全長：L=7.00m
（頭出し：0.5m）
辺長：28.52m

山留壁
鋼矢板工法
サイズ：狭小部対応型
根入長：L=4.08m
全長：L=7.00m
（頭出し：0.5m）
辺長：5.08m

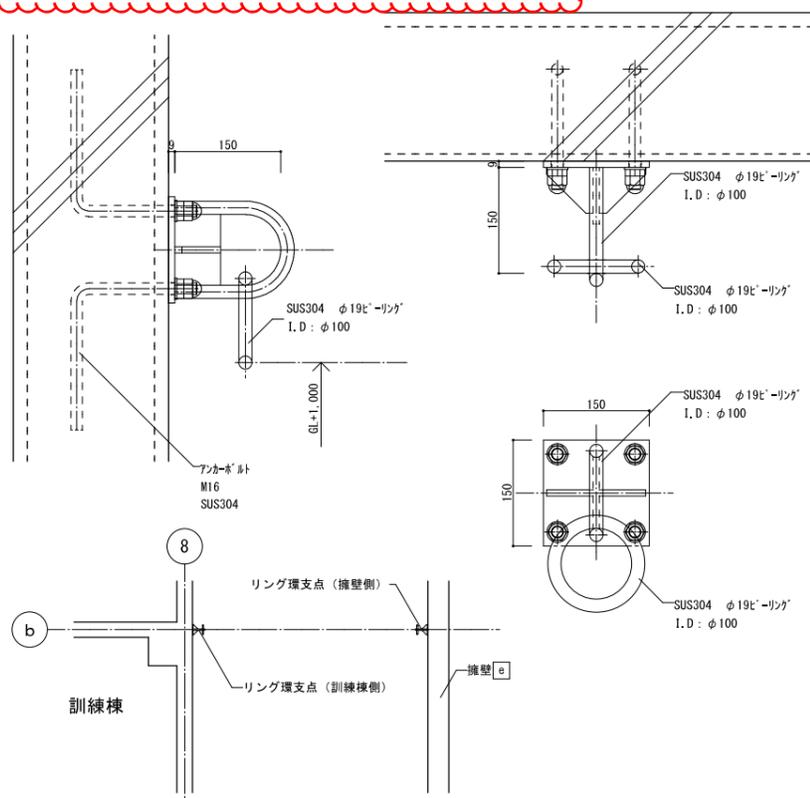
訂正後

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	仮設計画図(2) (参考図)		
A3縮尺	1/200	A1縮尺	1/100
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/16	
原寸図	0 25 50 75		

訓-1 体験用渡過訓練リング環支点（訓練棟側） S=1/5

数量1

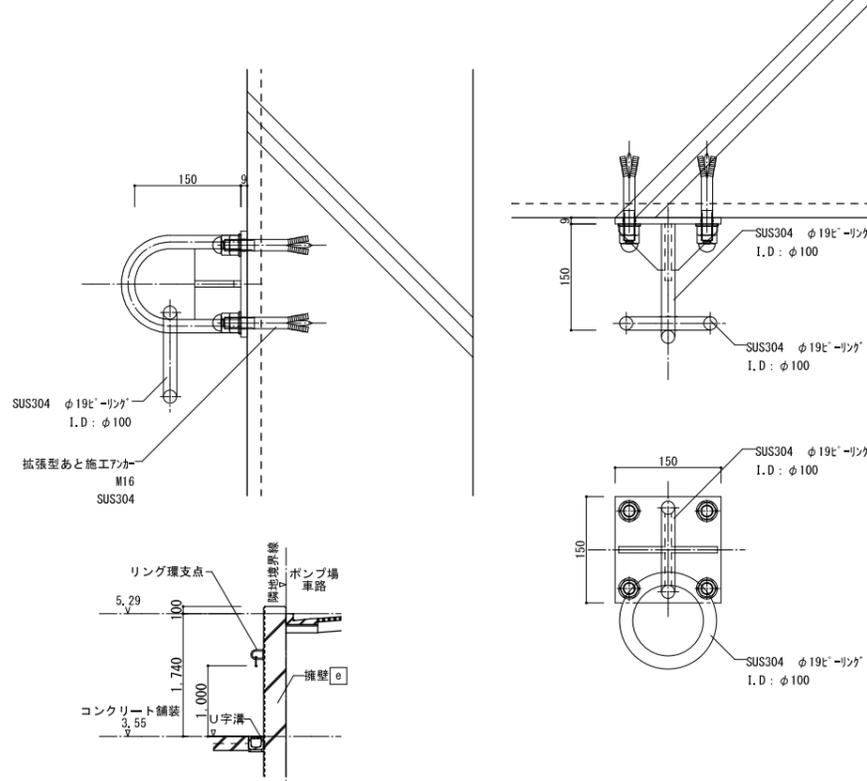
※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリング環は引張試験報告書（施工業者）



訓-2 体験用渡過訓練リング環支点（擁壁側） S=1/5

数量1

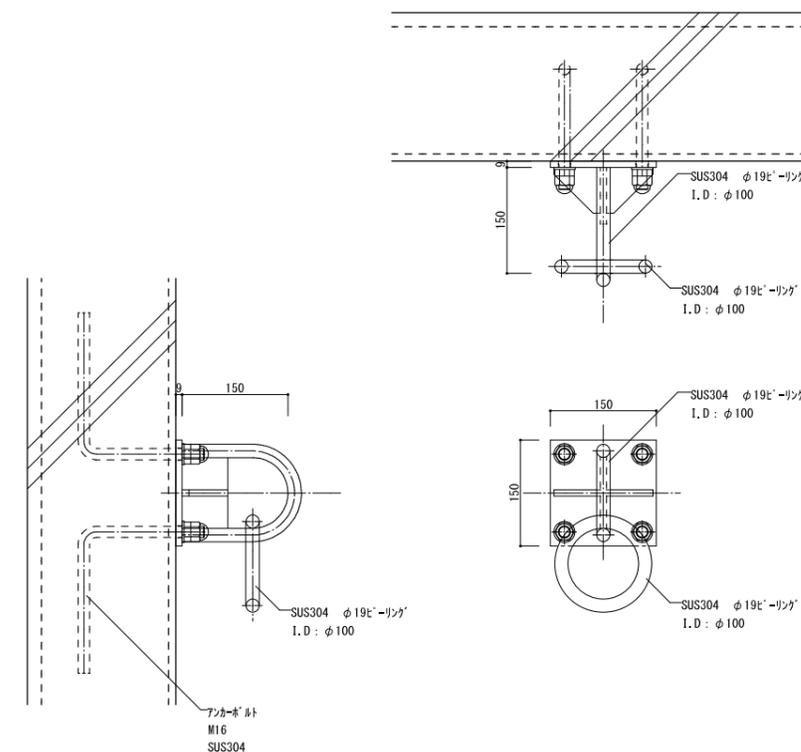
※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリング環は引張試験報告書（施工業者）



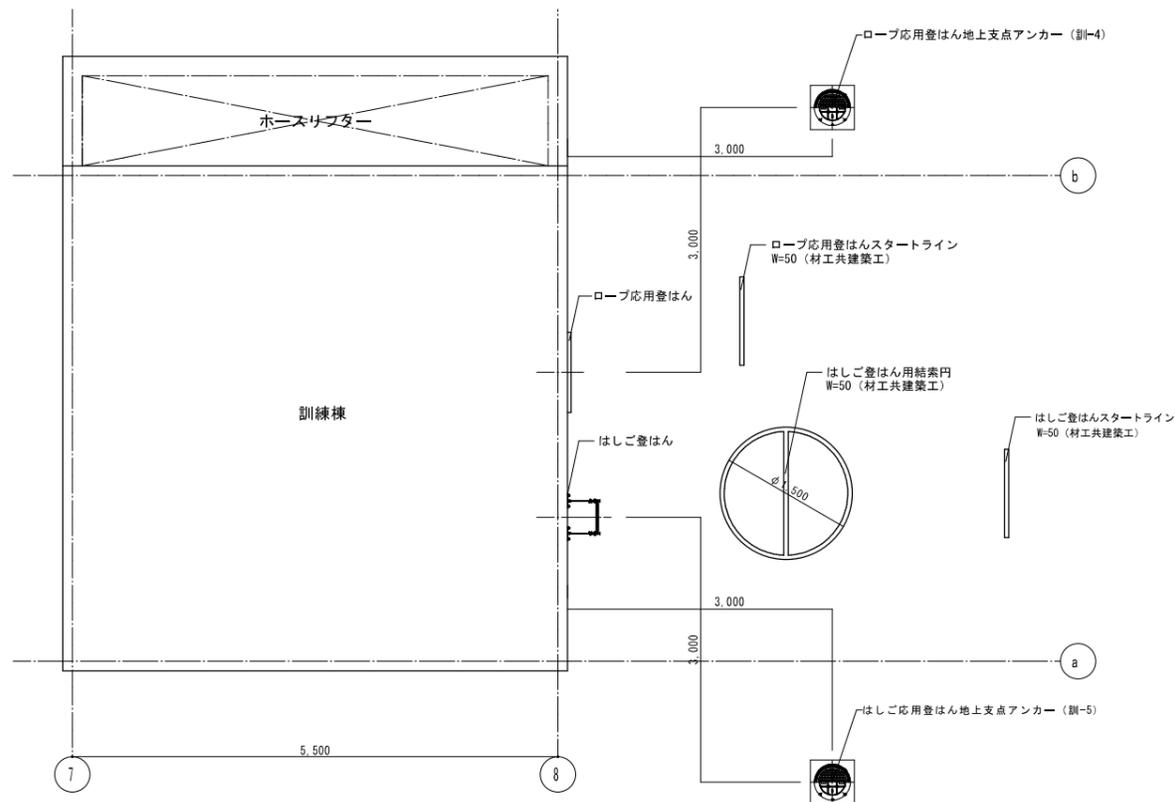
訓-3 訓練リング環支点 S=1/5

数量2

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリング環は引張試験報告書（施工業者）



訓練棟 地上配置計画 S : 1/40



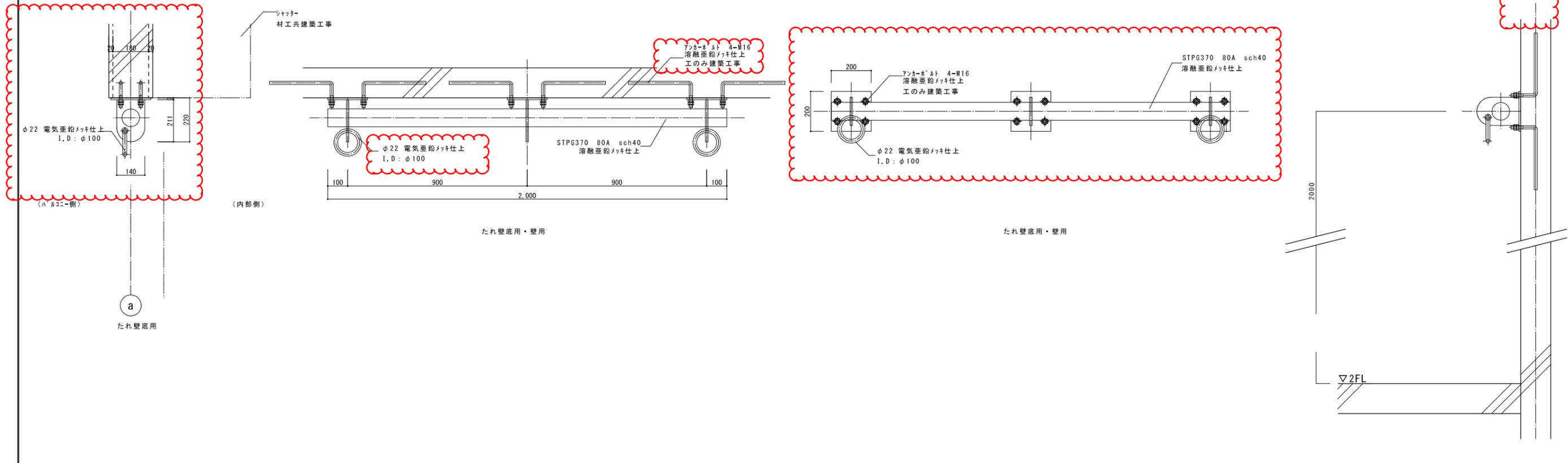
※ 消防訓練器具の設置位置については施設利用者、監督職員と事前に協議打合せを行うこと

訂正後

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	消防訓練器具詳細図 (1)		
A3縮尺	1/40	A1縮尺	1/20
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/164	
原寸図	0 25 50 75		

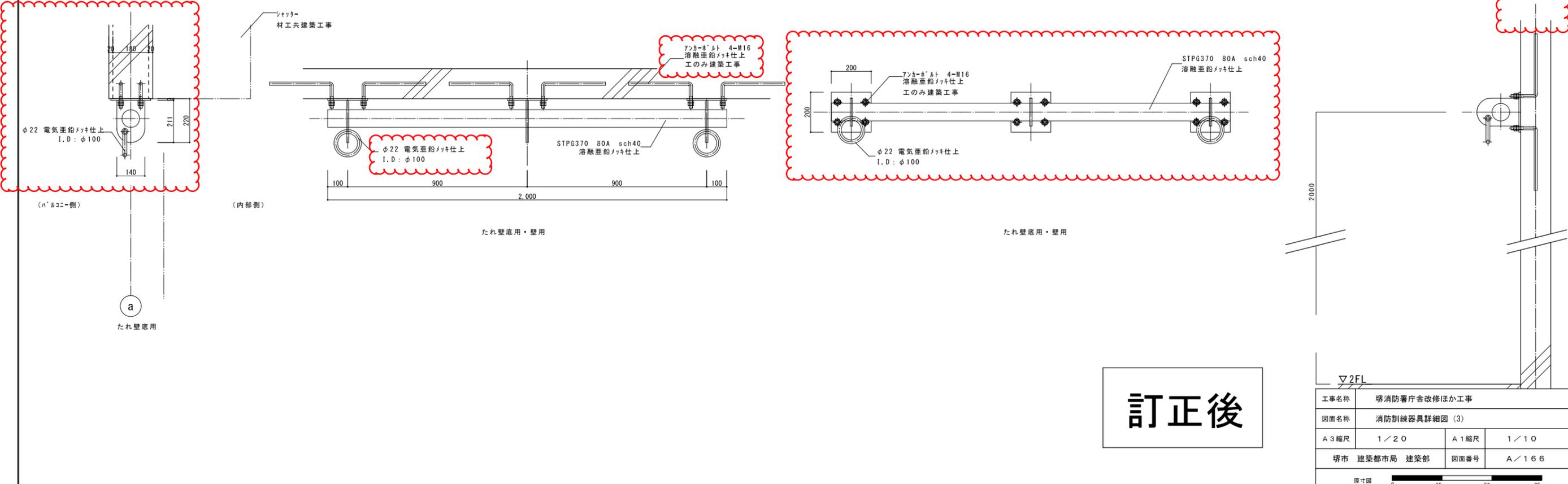
訓-8 管状支点 (3階) S=1/10 数量各1

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリンク'環は引張試験報告書 (施工業者)



訓-9 管状支点 (2階) S=1/10 数量各1

※運用荷重1000kgf ※構造計算書 要す。但しリンク'環は引張試験報告書 (施工業者)



訂正後

工事名称	堺消防署庁舎改修ほか工事		
図面名称	消防訓練器具詳細図 (3)		
A3縮尺	1/20	A1縮尺	1/10
堺市 建築都市局 建築部	図面番号	A/166	
原寸図	0 25 50 75		

既設庁舎 改修		防水改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【金属】						
笠木	アルミ製 幅275 ハテバット天端用	13.5	m			
笠木コーナー加算	アルミ製 幅275 - ハテバット天端用	4	か所			
笠木	アルミ製 幅200 ハテバット天端用	153	m			
笠木コーナー加算	アルミ製 幅200 - ハテバット天端用	8	か所			
屋上 アルミ水切	50×90	275	m			
点検歩廊 スチール手摺	ST H=1100 溶融亜鉛メッキ 手摺: □-50×20×2.3 手摺子: □-40×40×2.3 @600	34.6	m			
点検歩廊 床板	CHPL-4.5 溶融亜鉛メッキ	27.5	m ²			
点検歩廊	15850×1800(4800) 鉄骨階段共 梁:H-100×100×6×8 根太:L-65×65×6 @300	1	か所			
キュービクル架台床板	エキスパントメタル XG21	14.4	m ²			
キュービクル架台	6360×3910 鉄骨階段共 梁:H-200×100×6×8 根太:L-50×50×6 @300 階段:PL12 踏板:CHPL4.5 溶融亜鉛メッキ 1056kg	1	か所			
ハココーナー 踏台	700×300 H150 CHPL4.5 L-40×40×3 溶融亜鉛メッキ	14	か所			
【左官】						
基礎天端 コンクリート直均仕上	塗膜防水下地	12.7	m ²			
階段段鼻 モルタル塗り	塗膜防水下地	1.3	m ²			
屋上(閉塞部) モルタル塗り	t=20 水勾配モルタル下	4.2	m ²			
屋上(水勾配調整) モルタル塗り	t=30 アスファルト防水下地	312	m ²			
4F 屋上(撤去跡) モルタル塗り	t=20 アスファルト防水下地	23.1	m ²			
屋上(撤去跡) モルタル塗り	t=20 水勾配モルタル下	15.5	m ²			

訓練棟 新築		ユニットその他		内部		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
人通孔スロープ取付	人通孔スロープ取付 φ600	3	か所			
連通管	硬質塩ビ管 VP100φ L300	4	か所			
連通管	硬質塩ビ管 VP100φ L350	8	か所			
2・3F 訓練スペース 特殊マーク	路面表示 1000φ 線幅100	2	か所			
1F 危険物倉庫 中量棚	1855×471×2100	1	か所			
1F 危険物倉庫 中量棚	2155×471×2100	1	か所			
< 訓練用金物 >						
訓練1 体験用渡過訓練 リング環支点 (訓練棟側)	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	1	か所			
訓練2 体験用渡過訓練 リング環支点 (擁壁側)	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	1	か所			
訓練3 訓練リング環支点	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	2	か所			
訓練6 ロープ応用登はん 上部支点	SUS19Φ 170×250	2	か所			
訓練7 はしご登はん 上部支点	SUS19φ 170×250	1	か所			
訓練8 管状支点(3階)	STPG80A L2000 支点:SUS19φ 100φ	2	か所			
訓練9 管状支点(2階)	STPG80A L2000 支点:SUS19φ 100φ	2	か所			
訓練用専用金物 (訓-10) ハルコニー手摺	スチール製 L1100+5500+1100 H1100 脱着部:L723.7 手摺:76.3φ 支柱:76.3φ 横棧:27.2φ	2	か所			
訓練11 ロープ応用登はん	W910×H17280 耐水合板 t=15 下地:C75×40 高さ目盛塗装共	1	か所			
訓練12 ホースリフター	W3499×H12100 昇降速度:8.5m/min 6本*2*2列+4本 28本					

既設庁舎 改修		防水改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【金属】						
笠木	アルミ製 幅275 ハテバット天端用	13.5	m			
笠木コーナー加算	アルミ製 幅275 - ハテバット天端用	4	か所			
笠木	アルミ製 幅200 ハテバット天端用	153	m			
笠木コーナー加算	アルミ製 幅200 - ハテバット天端用	8	か所			
屋上 アルミ水切	50×90	275	m			
点検歩廊 スチール手摺	ST H=1100 溶融亜鉛メッキ 手摺: □-50×20×2.3 手摺子: □-40×40×2.3 @300	34.6	m			
点検歩廊 床板	CHPL-4.5 溶融亜鉛メッキ	27.5	m ²			
点検歩廊	15850×1800(4800) 鉄骨階段共 梁:H-100×100×6×8 根太:L-65×65×6 @300	1	か所			
キュービクル架台床板	エキスパントメタル XG21	14.4	m ²			
キュービクル架台	6360×3910 鉄骨階段共 梁:H-200×100×6×8 根太:L-50×50×6 @300 階段:PL12 踏板:CHPL4.5 溶融亜鉛メッキ 1056kg	1	か所			
ハココーナー 踏台	700×300 H150 CHPL4.5 L-40×40×3 溶融亜鉛メッキ	14	か所			
【左官】						
基礎天端 コンクリート直均仕上	塗膜防水下地	12.7	m ²			
階段段鼻 モルタル塗り	塗膜防水下地	1.3	m ²			
屋上(閉塞部) モルタル塗り	t=20 水勾配モルタル下	4.2	m ²			
屋上(水勾配調整) モルタル塗り	t=30 アスファルト防水下地	312	m ²			
4F 屋上(撤去跡) モルタル塗り	t=20 アスファルト防水下地	23.1	m ²			
屋上(撤去跡) モルタル塗り	t=20 水勾配モルタル下	15.5	m ²			

訓練棟 新築		ユニットその他		内部		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
人通孔スロープ取付	人通孔スロープ取付 φ600	3	か所			
連通管	硬質塩ビ管 VP100φ L300	4	か所			
連通管	硬質塩ビ管 VP100φ L350	8	か所			
2・3F 訓練スペース 特殊マーク	路面表示 1000φ 線幅100	2	か所			
1F 危険物倉庫 中量棚	1855×471×2100	1	か所			
1F 危険物倉庫 中量棚	2155×471×2100	1	か所			
< 訓練用金物 >						
訓練1 体験用渡過訓練 リング環支点 (訓練棟側)	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	1	か所			
訓練2 体験用渡過訓練 リング環支点 (擁壁側)	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	1	か所			
訓練3 訓練リング環支点	SUS19φ D150×H120 リング:SUS19φ 100Φ	2	か所			
訓練6 ロープ応用登はん 上部支点	SUS19Φ 170×250	2	か所			
訓練7 はしご登はん 上部支点	SUS19φ 170×250	1	か所			
訓練8 管状支点(3階)	STPG80A L2000 支点:亜鉛めっき22φ 100φ	2	か所			
訓練9 管状支点(2階)	STPG80A L2000 支点:亜鉛めっき22φ 100φ	2	か所			
訓練用専用金物 (訓-10) ハルコニー手摺	スチール製 L1100+5500+1100 H1100 脱着部:L723.7 手摺:76.3φ 支柱:76.3φ 横棧:27.2φ	2	か所			
訓練11 ロープ応用登はん	W910×H17280 耐水合板 t=15 下地:C75×40 高さ目盛塗装共	1	か所			
訓練12 ホースリフター	W3499×H12100 昇降速度:8.5m/min 6本*2*2列+4本 28本					

